（案）

第５次地域管理経営計画書
第５次国有林野施業実施計画書

（大分中部森林計画区）

（第１次変更計画）

計画期間
自　平成２９年４月　１日
至　平成３４年３月３１日

（平成３０年３月変更）

九州森林管理局

（案）

第５次地域管理経営計画書

（大分中部森林計画区）

（第１次変更計画）

計画期間
自　平成２９年４月　１日
至　平成３４年３月３１日

（平成３０年３月変更）

九州森林管理局

地域管理経営計画の変更について

［変更理由］

保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）により保護林の種類が変更されたことから、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第9項に基づき、変更するものである。

国有林野の機能類型ごとの森林施業の方針等を定めた「管理経営の指針」（別冊）について、森林施業の変更等により見直しを行うことから、併せて変更する。

なお、本変更計画の効力は、平成３０年４月１日より生じる。

１．現行計画（平成２９年３月策定、計画期間：平成２９年４月１日～平成３４年３月３１日）の変更内容

（１）「１　国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「（１）国有林野の管理経営の基本方針」の「①森林計画区の概況」を上記理由により変更する。

（２）「２　国有林野の維持及び保存に関する事項」の「（３）　特に保護を図るべき森林に関する事項」の「①保護林」を上記理由により変更する。

なお、「１　国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「（２）機能類型に応じた管理経営に関する事項」の「管理経営の指針」（別冊）を上記理由により変更する。

目　　次

1　国有林野の管理経営に関する基本的な事項 …… 1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針 …… 1
①　森林計画区の概況 …… 1

2　国有林野の維持及び保存に関する事項 …… 2
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項 …… 2
①　保護林 …… 2

1　国有林野の管理経営に関する基本的な事項

（１）国有林野の管理経営の基本方針

①　森林計画区の概況

本計画の対象は、大分中部森林計画区を管轄区域とする国有林野15,528ha（不要存置林野7haを含む。）であり、大分川、大野川及び臼杵川の源流部に位置している。

森林の現況は、人工林を主体とした育成林が6,774ha（育成単層林6,008ha、育成複層林766ha）、天然生林が7,642haとなっており、主な樹種としては針葉樹はスギ、ヒノキ、広葉樹ではブナ、ミズメ、ミズナラなどとなっている。また、林相別に見ると針葉樹林6,501ha、針広混交林4,111ha、広葉樹林5,131haとなっている。

くじゅう連山、由布岳、祖母傾山系は、優れた森林景観に恵まれていることから、阿蘇くじゅう国立公園と祖母傾国定公園に指定され、由布岳は由布鶴見岳自然休養林を設定しており、登山等の森林レクリエーション・保健休養の場として多くの人に利用されている。

さらに、祖母山から傾山に至る稜線部周辺は、特別天然記念物に指定されているニホンカモシカが生息していることや原生的な天然林がまとまりをもって存在していることから森林生態系保護地域に設定し、倉木山の北側斜面に分布するアカガシ等を主とする天然群集（大石樫山）を希少個体群保護林に、また、くじゅう連山の黒岳の天然林はミズメ等の希少個体群保護林として指定している。これらの森林は、学術的にも貴重な森林として自然環境の保全・形成、学術研究等に重要な役割を果たしている。

また、計画対象区域のほとんどが水源かん養保安林を主体とした保安林に指定されており、水源の涵（かん）養や山地災害防止のための森林として重要な役割を担っている。

このため、本計画では、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進に重点を置くこととする。また、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等にも対応した管理経営を行うこととする。

各地区ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

エ　大分地区（3、4、10～13、17～20、24～27、46～56、225林班）

この地域は大部分が水源かん養保安林であり、特に、由布岳から鶴見岳に連なる北西向きの地域（１１～１３林班）は、急斜面であるうえ安山岩等の火山噴火物で覆われていることから地盤がもろく、雨水に浸食されやすい地質であり、山地災害防止機能の発揮が期待されるとともに、水源涵（かん）養機能の発揮に対する期待も大きいことから大部分を「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、由布岳、大船山及び黒岳の一部は、森林景観が優れており阿蘇くじゅう国立公園に指定され、黒岳には原生的な広葉樹天然生林が分布しミズメ等の希少個体群保護林としても指定しており、自然景観の維持及び豊かな生態系の保全・形成及び保健休養機能の発揮も期待されていることから、「自然維持タイプ」及び「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

さらに、大分川上流部に位置する星岳地区（１７林班）は、緩傾斜地で肥沃な土地であり人工林の成長が良好なことから、地域の森林・林業の活性化を図る目的で、数種の間伐手法を試みた間伐展示林を設定するなど、木材等生産機能の発揮が期待されていることから、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

2　国有林野の維持及び保存に関する事項

（３）特に保護を図るべき森林に関する事項

①　保護林

種　　類	箇 所 数	面　積(ha)
森林生態系保護地域	1	2,321
希少個体群保護林	3	37
総　　数	4	2,358

注　単位未満四捨五入の関係により総数と内訳は一致しない。

（案）

第５次国有林野施業実施計画書

（大分中部森林計画区）

（第１次変更計画）

計画期間

自　平成２９年４月　１日

至　平成３４年３月３１日

（平成３０年３月変更）

九　州　森　林　管　理　局

国有林野施業実施計画の変更について

［変更理由］

保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）により保護林の種類及び名称が変更されたことから、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成３０年４月１日より生じる。

１．現行計画（平成２９年３月策定、計画期間：平成２９年４月１日～平成３４年３月３１日）の変更内容

（１）「５　保護林及び緑の回廊の名称及び区域」の「（１）保護林の名称及び区域」を上記理由により変更する。

目　　　　次

5　保護林及び緑の回廊の名称及び区域　………………………………………　1

（１）保護林の名称及び区域　…………………………………………………　1

5　保護林及び緑の回廊の名称及び区域

（1）保護林の名称及び区域

種類	名　称	既設 新設	面　積 （ ha ）	位　　置 （林小班）	特　　徴　　等
森林生態系保護地域	祖母山・傾山・大崩山周辺	既 設	2,321.00 （内訳） 保 存 地 区 611.67 保全利用地区 1,709.33	2004 と、よ 2005 ほ、へ 2006 は、に、へ 2007 と、り、る 2008 へ 2009 と～り 2010 は1、わ 2013 ろ～ほ1 2014 ぬ1、よ、た 2015 る 2017 い 2018 ぬ、る 2019 わ、か 2020 ぬ、る 2021 い～は 2022 い～は 2023 い、ろ 2024 い～は、ち～よ 2025 る、た 2026 に、と 2027 ち、ぬ 2028 ほ、と、わ 2029 は1、に1、か、よ 2030 に、へ、る 2031 は～る、か、イ 2032 は2、は3、に～ち、ぬ～れ 2033 る、そ、そ1 2036 ろ～ち1 2037 は、ち、り、わ～よ 2041 に～と 2042 ち 2043 ほ1、と 2071 わ、ね、ら、う	標高1,000m以上の山地帯には太平洋岸気候の冷温帯湿潤気候の極相であるブナ林がみられ、標高700～1,000m付近にはアカガシ、ウラジロガシ等の常緑広葉樹林がみられる。 原生的な天然林を保存することにより、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、学術研究などに役立てるとともに、これらの森林を後世に引き継ぐことにする。

種類	名　称	既設 新設	面　積 (ha)	位　　置 (林小班)	特　徴　等
希少個体群保護林	坊ガツルサワグルミ等遺伝資源	既設	7.57	227は	サワグルミ、ミズメ、ハリギリの遺伝資源保存のため
	黒岳ミズメ等遺伝資源	既設	11.19	50い1	ミズメ、ブナ、アカガシ、ハリギリ、ヤマザクラ、イタヤカエデの遺伝資源保存のため
	大石樫山アカガシ等	既　設	18.34	2070は	常緑広葉樹林帯の上限付近に成立する大分県のミヤマシキミーアカガシ群集の中では、最大の群集であり、特定植物群落に指定されている。また、豊後大野市の天然記念物にも指定されている。